

## 第7回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和3年1月25日(月)
- 2 開閉時間 午後5時30分開会 午後6時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人  
1番 寺崎秀子      2番 小野寺昭一      3番 坂上 修      4番 佐藤美頭雄  
5番 斉藤哲子      6番 佐々木辰善      7番 山崎禎彦      8番 鈴木英博  
9番 松田直人      10番 相澤峰基      11番 北村浩光      12番 小川一也  
13番 舟根 禎      14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13番 舟根 禎、1番 寺崎秀子
- 9 議事内容  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更(案)について  
議案第5号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

## 10 議事録本紙

議長

これから、第7回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、13番委員、1番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」が報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が11番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は、別冊説明資料の1頁、2頁に載せてありますので、ご確認願います。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第3議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案6頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は7頁、8頁をご覧ください。

番号が44番から47番の4件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載されておりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認につい

ては、全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

この案件の46番につきましては、松田委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、46番から審議いたします。

9番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

46番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは46番の案件については、認めると決定しました。

9番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が9番から11番の3件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の3頁から5頁に載せてありますのでご確認願います。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の6頁から8頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は  
挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第5議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に  
ついて」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の  
可否について、審議をお願いします。

議案は15、16頁になりますのでご覧ください。

1番で農地、1筆に関する許可申請です。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のと  
おりで、転用の目的は農家住宅の建築及び農業施設の移設で、計画の内容  
は議案に記載のとおりとなっております。

転用基準の区分は、農振法の手続き中ですが、農用地区域外になると第  
1種農地であり、農地法の運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のaに該  
当する農地であるが、農業振興地域整備計画に基づく、農家住宅及び農業  
施設であることから、基準を満たすものと判断します。

なお、都市計画区域、申請人及び転用の理由は記載のとおりです。

説明資料の位置図は9頁、土地利用計画図は10頁に載せてありますの  
で、ご確認ください。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本  
案件は、平成28年3月8日付け「農地法第4・5条に係る30a以下の農地  
転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の1の(1)  
及び(2)に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であ  
るため、意見聴取しないものとする。

また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第8条に  
基づく、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとしていま  
す。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」説  
明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 6 議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、18 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づく、変更（案）について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は 19 頁をご覧ください。

番号が 2 番、1 筆でございます。

変更する土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

先ほど、議案第 3 号でご審議いただいた、転用許可に関する農振法の農用地区域の除外に係る意見でございます。

計画変更の内容は、鷹栖町 3573 番 10 の畑に農家住宅の建設のため、農用地区域内から除外する内容で、先ほどの議案第 3 号でご審議いただいたものと同様に除外を可とするものと判断します。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 7 議案第 5 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 21 頁、22 頁をご覧ください。

番号が10番から13番までの4件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し  
の時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、説明資料の11頁から14頁までに、調査書は、15頁から18頁  
までに載せてありますのでご確認願います。

この案件の12番につきましては、松田委員が、13番につきましては、小  
野寺委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明  
をお願いします。

- 議長 10番です。
- 6番委員 12月22日から1月13日まで、あっせん回数4回で成立しています。  
反当170,000円で成立しています。
- 議長 11番です。
- 6番委員 12月22日から1月20日まで、あっせん回数4回で成立しています。  
反当90,000円で成立しています。
- 議長 12番です。
- 12番委員 12月25日から1月18日まで、あっせん回数3回で成立しています。  
13番です。
- 12番委員 12月28日から1月20日まで、あっせん回数3回で成立しています。  
反当で田が162,000円、畑が50,000円で成立しています。
- 議長 議事参与の案件がありますので、12番から審議いたします。
- 9番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 委員 12番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 議長 全員挙手
- 9番委員 はい、それでは12番の案件については、認めると決定しました。
- 議長 着席
- 議長 続いて、13番について審議いたします。
- 2番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 委員 13番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 議長 全員挙手
- 2番委員 はい、それでは13番の案件については、認めると決定しました。
- 議長 着席

議長 それでは残りの案件について審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件については、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案24頁をご覧ください。  
議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。  
議案25頁、26頁をご覧ください。  
番号が65番、66番の2件でございます。  
賃貸借期間満了による更新となっております。  
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。  
位置図は説明資料の19頁、20頁に、調査書は、説明資料の21頁、22頁に載せてありますのでご確認願います。  
説明は以上です。

議長 それでは、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。  
その他に入ります。

主幹 次回の定例会についてですが、2月24日（水）の16時30分からで、考えていますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、2月24日（水）の16時30分からでお願いします。  
主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。  
続いてあっせんの経過報告についてです。

本日配布しました資料をご覧ください。

記載されている内容の確認をお願いします。

また、前回の定例会から5件申出の追加がありましたので、あつせん委員の指名をお願いします。

議長 私から指名してもよろしいでしょうか。

委員 問題なしの声

議長 26番は10番委員、12番委員、27番は、6番委員、12番委員、28番は2番委員と私、29番は10番委員、12番委員、30番は、3番委員、6番委員でお願いします。

経過報告ですが、順番に言っていたきたいと思います。

1番です。

6番委員 継続です。

議長 4番です。

12番委員 継続です。

議長 10番です。

6番委員 継続です。

議長 11番です。

2番委員 継続です。

議長 12番です。

12番委員 継続です。

議長 14番です。

2番委員 継続です。

議長 15番です。

13番委員 取り下げです。

議長 18番です。

10番委員 継続です。

議長 19番です。

6番委員 不成立です。

議長 21番です。

継続です。

22番です。

11番委員 継続です。

議長 それでは、以上をもって第7回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。